

医薬基盤・健康・栄養研究所 評価・重点化項目一覧

事項	中長期目標 該当項目	評価項目	令和6年度 (自己評価/主務大臣による評価)	令和7年度 (自己評価)	項目別調書No.	重要度又は困難度 高	重点化 項 目	重点化理由
研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	第3・A・1	基盤的技術の研究及び創薬等支援に関する事項	S/S	S	1－1	○ (重要度)	○	基盤的技術の研究及び創薬等支援は、革新的な医薬品等の開発に貢献することを通じて、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(健康長寿社会)の形成に直結する極めて重要な業務であり、我が国の健康・医療政策における主要な位置を占めることから、第2期中長期目標において重要度が高い項目として設定している。「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定、令和6年11月26日改定。以下、「評価指針」という。)において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
	第3・A・2	生物資源に係る研究及び創薬等支援に関する事項	A/A	A	1－2	○ (困難度)	○	生物資源に係る研究及び創薬等支援は、革新的な医薬品等の開発に貢献することを通じて、健康・医療戦略推進法に規定されている世界最高水準の医療の提供や健康長寿社会の形成に直結する極めて重要な業務であり、我が国の健康・医療政策における主要な位置を占めることから、第2期中長期目標において困難度が高い項目として設定している。「評価指針」において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
	第3・A・3	医薬品等の開発振興及び開発・製造の基盤整備に関する事項	B/B	A	1－3	—	—	—
	第3・B・1	国民の健康寿命延伸に資する科学的根拠を創出する基盤的・開発的研究に関する事項	A/A	A	1－4	○ (重要度)	○	国の重要課題である健康長寿社会の形成の実現に向けた健康的な栄養・食生活及び身体活動に関する科学的根拠の創出は重要かつ基本となる業務であることから、第2期中長期目標において重要度が高い項目として設定している。「評価指針」において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
	第3・B・2	栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成、社会実装並びに政策提言に向けた研究に関する事項	A/A	A	1－5	○ (困難度)	○	栄養・食生活及び身体活動に関する指針を作成するための質の高い科学的根拠が現状では十分に蓄積、構築される体制が整っておらず、本研究所がハブとなって健康・栄養政策に資する研究の充実を図る必要がある。また、食品製造業、関連流通業等の食品産業や他の研究機関等、多方面の関係者による社会実装に資する研究を新たに立ち上げる必要があるが、研究事業費などの研究を推進するための仕組みが未整備であることから、第2期中長期目標において困難度が高い項目として設定している。「評価指針」において「中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、(中略)必ず重点化の対象項目とする。」とされていることを踏まえ、重点化対象項目とする。
	第3・B・3	国際協力・地域連携に関する事項	A/A	A	1－6	—	—	—
	第3・B・4	法律に基づく事項	B/B	A	1－7	—	—	—
業務運営の効率化に関する事項	第4	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B/B	B	2－1	—	—	—
財務内容の改善に関する事項	第5	予算、収支計画及び資金計画、短期借入額の限度額、不要財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画、剰余金の使途	B/B	B	3－1	—	—	—
その他業務運営に関する重要事項	第6	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B/B	A	4－1	—	—	—
総合評定	—	—	A/A	A	—	—	—	—